

# 国内の世界農業遺産認定地域

日本は南北に長く、山地が大半を占める国土を有することから、それぞれの土地や気候条件に合った独特な農林水産業が各地で営まれてきました。我が国では、13地域が世界農業遺産に認定されており（令和4年11月現在）、多様で地域性に富む伝統的な農林水産業が受け継がれています。



平成23年度認定

平成25年度認定

平成27年度認定

平成29年度認定

令和4年度認定



**A**  
新潟県 佐渡市  
(平成23年6月認定)



**C**  
静岡県 掛川周辺地域  
(平成25年5月認定)



**F**  
岐阜県 長良川上中流域  
(平成27年12月認定)



**I**  
宮城県 大崎地域  
(平成29年12月認定)



**L**  
山梨県 峡東地域  
(令和4年7月認定)



**B**  
石川県 能登地域  
(平成23年6月認定)



**D**  
熊本県 阿蘇地域  
(平成25年5月認定)



**G**  
和歌山県 みなべ・田辺地域  
(平成27年12月認定)



**J**  
静岡県 わさび栽培地域  
(平成30年3月認定)



**M**  
滋賀県 琵琶湖地域  
(令和4年7月認定)



**E**  
大分県 国東半島宇佐地域  
(平成25年5月認定)



**H**  
宮崎県 高千穂郷・椎葉山地域  
(平成27年12月認定)



**K**  
徳島県 にし阿波地域  
(平成30年3月認定)



佐渡の里山に帰ってきたトキ

佐渡市では、トキとの共生を目指して、多様な生きものが生息できる環境を整えるために、トキの主な餌となるドジョウなどが生息する水田において「生きものを育む農法」に島全体で取り組んでいます。水田の水を抜く中干期にも「江」と呼ばれる深みを設置し、生きものの逃げ場となる水辺をつくるなど、1年を通して生きものが生育できる

環境をつくっています。

このように、生産の効率化だけでなく、環境に配慮し育てられた米は、「朱鷺と暮らす郷」の名称でブランド化され、販売利益の一部をトキの保全活動に充てることで、食と命を育む生きものと共生した持続的な農業が展開されています。

平成23年6月認定

新潟県佐渡市

## トキと共生する 佐渡の里山

生きものを育む農法を島内の水田で実施し、トキをシンボルとした豊かな生態系を維持する里山と、集落コミュニティを高める多様な農村文化を継承。



国の重要無形民俗文化財に指定されている「車田植え」

平成23年6月認定

石川県能登地域

## 能登の里山里海

急傾斜地に広がる棚田や潮風から家屋を守る間垣など独特の景観を有する。江戸時代から続く揚げ浜式製塩法や海女漁などを継承。



「つなぐ棚田遺産」に認定された「白米千枚田」（輪島市白米町）



ユネスコ無形文化遺産に登録されている「あえのこと」

能登地域には、日本海に面した急傾斜地に広がる「白米千枚田」をはじめとした棚田や、海の強い潮風から家屋を守る間垣と呼ばれる竹の垣根など、日本の農山漁村の原風景ともいわれる独特の景観が見られます。また、伝統的な技術として、「揚げ浜式」と呼ばれる日本で唯一能登にのみ残る製塩法や、女性が素潜りでサザエやアワビを採る

「海女漁」、里山の保全・管理と密接に結びついた「炭焼き」などが受け継がれています。

このほか、豊作豊漁を願い、巨大な灯笼を担いで練り歩く「キリコ祭り」や、田の神を祀る農耕神事「あえのこと」など、農林水産業にまつわる祭礼が能登の各地で行われています。



粟ヶ岳の茶文字と茶畑（掛川市）

静岡県の掛川市、菊川市、島田市、牧之原市、川根本町の4市1町では、県の特産品であるお茶の栽培を「茶草場（ちゃぐさば）農法」と呼ばれる独自の伝統農法で栽培しています。茶畑の周りに点在する草地（茶草場）からスキなどの草を刈り取って、秋から冬にかけて茶畑に敷く農法で、茶草を敷くことで樹勢が良くなり、美味しいお茶になると言われています。

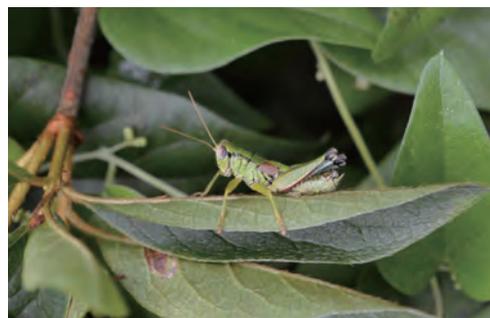
茶草は茶畑の土壌を豊かにし、土壌流出を防ぐ等の効果から地域の茶栽培に欠かせないものであるとともに、豊穡祈願のお供えとして地域の伝統文化の中にも利用されています。また、茶草を刈り取ることで維持されてきた草地には希少な生物が数多く生息しています。美味しいお茶を作るための農家の取組が同時に豊かな動植物を育てています。

平成25年5月認定

## 静岡県掛川周辺地域

### 静岡の茶草場農法

茶畑の周りの草地（茶草場）から草を刈り取り茶畑に敷く伝統的な茶草場農法を継承。草刈りにより維持されてきた草地には、希少な生物が多数生息。



茶草場に生息するカケガワフキバッタは翅が退化し飛ぶことができない地域固有のバッタ

平成25年5月認定

## 熊本県阿蘇地域

### 阿蘇の草原の維持と持続的農業

「野焼き」「放牧」「採草」により草原を人が管理することで日本最大級の草原を維持。長年続く草を活用した農業により景観が保持され、希少な動植物が数多く生息。



あか牛の放牧



草原の維持に必要な野焼き

草原は自然のままでは時間とともに森林へ移り変わりますが、阿蘇地域では草原を人が管理し続けることで日本最大級の草原を維持しています。人々は四季を通じて、草を焼く「野焼き」、牛や馬を放つ「放牧」、草を刈る「採草」を中心に草原の管理を行います。阿蘇の野焼きは表面だけを焼くため、土中の植物の種や昆虫に影響がなく、希少な動植物が数多く残っています。

また、元来農業には不向きである酸性で養分の乏しい火山性土壌の土地を長年かけて改良し、涼しい気候風土を活かした米や多様な野菜の生産が行われています。